

学生交流協定による学生派遣における語学能力の審査基準について

平成27年2月4日

留学生委員会決定

(趣旨)

学生交流協定による学生派遣における語学能力の審査基準を設けることにより、派遣学生が派遣前の早い段階から語学能力を習得することを目的とする。

- 1 学生交流協定による学生派遣の学内応募における英語能力の基準は表1のとおりとする。ただし、表1の基準を満たさない場合においても、派遣を妨げるものではない。
- 2 非英語圏協定校への留学希望者は派遣国にて通常使用する言語能力を有することを以て表1に代えることができる。

表1

TOEIC スコア	600 以上
TOEFL iBT スコア	62-63 以上
IELTS オーバーオール・バンド・スコア	5.0 以上

協定校別語学・学力テストスコア

協定校名	国名	
タスマニア大学	オーストラリア	IELTS 総合 6.0 以上（ただし、5.5 点を下回る個別項目がないこと） ※受入大学における研究活動が目的の大学院生は個別に判断するものとする。
ヴィクトリア大学	カナダ	TOEFL iBT 総合 90 点以上（かつ各分野で 20 点以上を有するもの） ただしこれに満たない場合は、自費で 12 週間の語学研修（Intensive Class）を受ければ交換留学を開始することができる。 Intensive Class 詳細： http://www.uvcs.uvic.ca/aspnet/Program/Detail/?code=ELPIINTENSIVE
哈爾濱商業大学	中華人民共和国	初級中国語ができる学生が望ましい
台湾海洋大学	台湾	日常会話レベルの英語
アイスランド大学	アイスランド	TOEFL iBT 総合 79 点以上 http://english.hi.is/university/proof_english_proficiency_requirements

※上記以外は窓口教員に確認すること。